



令和 8 年
第 2 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 1 1 号～議第 3 1 号）

荒 尾 市

令和 8 年 第 2 回 荒尾市議会（定例会） 議案 3 目次

議案番号	件名	ページ
議第 1 1 号	荒尾市長等の給与の特例に関する条例の制定について	1
議第 1 2 号	荒尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	5
議第 1 3 号	荒尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	19
議第 1 4 号	荒尾市特定乳児等通園支援事業の利用者負担等に関する条例の制定について	35
議第 1 5 号	荒尾市部設置条例の一部改正について	39
議第 1 6 号	荒尾市行政手続条例の一部改正について	45
議第 1 7 号	荒尾市印鑑条例の一部改正について	49
議第 1 8 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	53
議第 1 9 号	荒尾市職員等の旅費に関する条例の全部改正について	59
議第 2 0 号	荒尾市保育所条例の一部改正について	75
議第 2 1 号	荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について	79
議第 2 2 号	荒尾市公民館条例の一部改正について	87
議第 2 3 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	91
議第 2 4 号	市道路線の認定について	95
議第 2 5 号	令和 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）	99
議第 2 6 号	令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	171
議第 2 7 号	令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	185
議第 2 8 号	令和 7 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	197
議第 2 9 号	令和 7 年度荒尾市水道事業会計補正予算（第 2 号）	211
議第 3 0 号	令和 7 年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	217
議第 3 1 号	令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算（第 3 号）	223

荒尾市長等の給与の特例に関する条例の
制定について

荒尾市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与の特例に関する条例

別紙添付

提案理由

本市の財政状況に鑑み、市長、副市長、教育長、企業管理者及び病院事業管理者の給料月額を減額したいからである。

荒尾市長等の給与の特例に関する条例

(市長、副市長及び教育長の給料月額の特例)

第1条 市長、副市長及び教育長の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に市長及び副市長にあつては100分の30を、教育長にあつては100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(企業管理者の給料月額の特例)

第2条 企業管理者の特例期間における給料月額は、荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（平成19年条例第5号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(病院事業管理者の給料月額の特例)

第3条 病院事業管理者の特例期間における給料月額は、荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

荒尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について

荒尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例

別紙添付

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

荒尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その

設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限って、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合で

あって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に

防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子

育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準を定める条例の制定について

荒尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準を定める条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

荒尾市特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重

視した運営を行い、熊本県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信に

より相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者

の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援

の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、

乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体

調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項
その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な

理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児

等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

荒尾市特定乳児等通園支援事業の利用者
負担等に関する条例の制定について

荒尾市特定乳児等通園支援事業の利用者負担等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定乳児等通園支援事業の利用者
負担等に関する条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の利用者負担等を定めるため、本条例を制定するものである。

荒尾市特定乳児等通園支援事業の利用者
負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援事業に関し、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 特定乳児等通園支援事業の利用に係る利用者負担額は、乳児等支援給付認定子ども1人当たり1時間につき300円とする。

(利用者負担の徴収)

第4条 市長は、市が設置する保育所において乳児等支援給付認定子どもに対して支援を行ったときは、当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者から前条の市が定める利用者負担額を徴収するものとする。

(利用者負担の納期限)

第5条 乳児等支援給付認定保護者は、前条の規定により徴収する利用者負担を、特定乳児等通園支援事業を利用した日に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者負担の減免)

第6条 市長は、乳児等支援給付認定保護者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担を減額し、又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担を支払うことが著しく困難であると市長が認めるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

荒尾市部設置条例の一部改正について

荒尾市部設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

現下の行政課題に的確に対応するため、行政組織を改編したいからである。

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

荒尾市部設置条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部 「総務部
 地域振興部 市民環境部
 市民環境部 を 保健福祉部 に改める。
 保健福祉部 産業建設部」
 建設農水部」

別表総務部の項中第16号を第17号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) スマートシティに関すること。

別表中地域振興部の項を削り、建設農水部の項を次のように改める。

産業建設部

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 企業誘致に関すること。
- (3) 雇用及び労働に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (6) 文化財の保存及び活用に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。
- (8) 都市計画及び都市開発に関すること。
- (9) 道路、河川、港湾その他土木に関すること。
- (10) 公共用地の取得に関すること。
- (11) 建築及び住宅に関すること。
- (12) 農林水産業に関すること。
- (13) 土地改良に関すること。
- (14) 農業委員会に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「地域振興部観光文化交流課」を「産業建設部産業文化振興課」に改める。

(1) 荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例（平成28年条例第45号）第7条

(2) 荒尾市観光振興計画策定等委員会条例（令和2年条例第35号）第7条

(3) 荒尾市文化財保護審議会条例（平成31年条例第2号）第8条

(4) 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例（平成31年条例第3号）第8条

(荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「地域振興部」を「産業建設部」に改める。

(1) 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例（平成3年条例第24号）第11条

(2) 荒尾市都市計画審議会条例（平成12年条例第4号）第7条

(3) 荒尾市住居表示審議会条例（昭和41年条例第16号）第10条

(荒尾市土地改良事業換地委員会条例及び荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「建設農水部」を「産業建設部」に改める。

(1) 荒尾市土地改良事業換地委員会条例（平成25年条例第43号）第8条

(2) 荒尾市空家等対策審議会条例（平成28年条例第39号）第8条

(荒尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の一部改正)

5 荒尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保険介護課」を「介護保険課」に改める。

荒尾市行政手続条例の一部改正について

荒尾市行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市行政手続条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政手続法の改正趣旨を踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法について、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市行政手続条例の一部を改正する条例

荒尾市行政手続条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の荒尾市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第 2 2 条第 3 項（新条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

荒尾市印鑑条例の一部改正について

荒尾市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

個人番号カードを利用して、窓口で印鑑登録証明書の交付を行うことにより、利便性の高い窓口サービスの提供を図りたいからである。

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

荒尾市印鑑条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、登録証」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）（登録者が申請する場合に限る。）」を加え、同条第2項中「、登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第5項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「個人番号カード」に改める。

第15条第1号及び第2号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、市長、市議会議員等の旅費の額等を改定したいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「別表により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、その額は、荒尾市職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第 号）の例による。ただし、宿泊費の額は、別表に定める額とする。

第4条中「（昭和28年条例第5号）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円

石川県	1 3 , 0 0 0 円
福井県	1 4 , 0 0 0 円
山梨県	1 7 , 0 0 0 円
長野県	1 5 , 0 0 0 円
岐阜県	1 8 , 0 0 0 円
静岡県	1 3 , 0 0 0 円
愛知県	1 5 , 0 0 0 円
三重県	1 3 , 0 0 0 円
滋賀県	1 5 , 0 0 0 円
京都府	2 7 , 0 0 0 円
大阪府	1 8 , 0 0 0 円
兵庫県	1 7 , 0 0 0 円
奈良県	1 5 , 0 0 0 円
和歌山県	1 5 , 0 0 0 円
鳥取県	1 1 , 0 0 0 円
島根県	1 3 , 0 0 0 円
岡山県	1 4 , 0 0 0 円
広島県	1 8 , 0 0 0 円
山口県	1 1 , 0 0 0 円
徳島県	1 4 , 0 0 0 円
香川県	2 1 , 0 0 0 円
愛媛県	1 4 , 0 0 0 円
高知県	1 5 , 0 0 0 円
福岡県	2 5 , 0 0 0 円
佐賀県	1 5 , 0 0 0 円
長崎県	1 5 , 0 0 0 円
熊本県	2 0 , 0 0 0 円
大分県	1 5 , 0 0 0 円
宮崎県	1 7 , 0 0 0 円
鹿児島県	1 7 , 0 0 0 円
沖縄県	1 5 , 0 0 0 円

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第2条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第2により」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の旅費の種類及び額は、荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の例による。

第7条中「昭和28年条例第5号」を「令和8年条例第 号」に改める。

別表第2を削る。

(荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和29年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、別表第2に定める」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の旅費の種類及び額は、荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の例による。

第6条中「昭和28年条例第5号」を「令和8年条例第 号」に改める。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定及び第3条の規定による改正後の荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例

の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

荒尾市職員等の旅費に関する条例の全部
改正について

荒尾市職員等の旅費に関する条例の全部を次のように改正するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員等の旅費に関する条例

別紙添付

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算、支給対象、種類等について、全面的な見直しを行いたいからである。

荒尾市職員等の旅費に関する条例

荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する荒尾市職員又は職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の職員等に対して支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員以外の者が市の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項に規定する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることが出来る者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、そ

の者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第10条に規定する旅費の種類及び第11条から第22条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の間路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の間路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた間路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続等)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、規則で定める請求書（当該請求書に記

載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合は、速やかに当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が速やかに旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項の請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則

で定める。

(旅費の調整)

第8条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第9条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(旅費の種類)

第10条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）

第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）

第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とす

るものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、市長は、陸路旅行について、公用車を使用することが業務遂行上著しく困難又は非合理的であり、かつ、公共交通機関が少ない場合などに限り私用車の使用を承認することができる。この場合、自動車に係る管理費用等を勘案して1キロメートル当たり24円の車賃を支給する。

3 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、内国旅行におけるその上限額は、地域の実情を勘案して別表で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その上限額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行1夜当たり2,400円とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める額とする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、2夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日

の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後、家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

（旅費の支給額の上限）

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第15条、第16条、第18条、第19条、第20条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に職員が退職等になった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の荒尾市職員等の旅費に関する条例第2条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「昭和28年条例第5号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(1) 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第22号)第16条第2項

(2) 荒尾市固定資産評価審査委員会条例(平成11年条例第19号)第13条

(3) 荒尾市消防団条例(昭和32年条例第7号)第18条

(4) 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例(平成19年条例第5号)第5条

(5) 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年条例第4号)第5条

別表(第15条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円

茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円

鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

荒尾市保育所条例の一部改正について

荒尾市保育所条例の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市清里保育園において乳児等通園支援事業を実施するため、
所要の改正を行いたいからである。

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

荒尾市保育所条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 市長は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うものとし、当該事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7条第1項中「児童」の次に「又は前条第4項の乳児等通園支援事業を利用する乳幼児」を、「、保育」の次に「又は乳児等通園支援事業」を、「費用を」の次に「それぞれ」を加える。

第10条第1号中「及び」を「、」に改め、「一時預かり事業」の次に「及び同条第4項に規定する乳児等通園支援事業」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正に
ついて

荒尾市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等により、所要の改正を行うものである。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7条の2の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,455円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について58円とする。

第22条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からト及びチに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,018.5円
チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 40.6円

第22条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 727.5円
チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

29円

第22条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 291円

チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11.6円

第22条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号トに規定する金額を減額した世帯 218.25円

ロ 前項第2号トに規定する金額を減額した世帯 363.75円

ハ 前項第3号トに規定する金額を減額した世帯 582円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 727.5円

第22条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に

規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項及び第5項中「第6条」の次に「、第7条の3」を加える。

附則第7項から第14項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、

令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市公民館条例の一部改正について

荒尾市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市公民館条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

公民館運営審議会の委員の体制を見直したいからである。

荒尾市公民館条例の一部を改正する条例

荒尾市公民館条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 審議会の委員は、荒尾市社会教育委員設置条例（昭和26年条例第53号）第1条に規定する社会教育委員をもって充てる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地
方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不
服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の
規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団
体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次
のように変更する。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の
一部を変更する規約

別紙添付

提案理由

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増
加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方
自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協
議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第2
52条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を必要とするか
らである。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の
一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成28年告示第208号）の一部を次のように変更する。

第1条中「山鹿市」の次に「、宇土市」を加える。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
3793	甲根野田2号線	荒尾市原万田515番 1地先	荒尾市原万田515番 8地先	なし
3794	洗池10号線	荒尾市増永2770番 7地先	荒尾市増永2770番 14地先	なし

令和7年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,418,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,992,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,550,000	623,617	7,173,617
	1 地方交付税	6,550,000	623,617	7,173,617
15 国庫支出金		7,064,389	△213,587	6,850,802
	1 国庫負担金	4,644,084	7,548	4,651,632
	2 国庫補助金	2,406,982	△221,135	2,185,847
16 県支出金		2,436,705	△25,973	2,410,732
	1 県負担金	1,649,439	3,252	1,652,691
	2 県補助金	627,389	△27,790	599,599
	3 県委託金	159,877	△1,435	158,442
17 財産収入		440,136	90,000	530,136
	2 財産売払収入	385,501	90,000	475,501
19 繰入金		2,841,191	524,961	3,366,152
	2 基金繰入金	2,840,420	524,961	3,365,381
20 繰越金		1	316,727	316,728
	1 繰越金	1	316,727	316,728
21 諸収入		324,203	35,596	359,799
	6 雑入	261,346	35,596	296,942
22 市債		1,070,500	66,800	1,137,300
	1 市債	1,070,500	66,800	1,137,300
歳 入 合 計		29,574,771	1,418,141	30,992,912

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,496,499	1,397,297	5,893,796
	1 総務管理費	3,716,491	1,407,188	5,123,679
	2 徴税費	340,251	△7,176	333,075
	3 戸籍住民基本台帳費	293,398	△1,280	292,118
	4 選挙費	74,480	△1,435	73,045
3 民生費		12,623,609	△33,217	12,590,392
	1 社会福祉費	6,085,404	12,193	6,097,597
	2 児童福祉費	4,906,244	△45,410	4,860,834
4 衛生費		3,719,668	△58,444	3,661,224
	1 保健衛生費	1,245,132	△23,800	1,221,332
	2 清掃費	1,636,014	△34,644	1,601,370
6 農林水産業費		359,985	3,458	363,443
	1 農業費	225,282	△3,996	221,286
	2 林業費	95,785	△3,931	91,854
	3 水産業費	38,918	11,385	50,303
7 商工費		1,001,918	△49,337	952,581
	1 商工費	1,001,918	△49,337	952,581
8 土木費		2,125,669	△93,891	2,031,778
	2 道路橋梁費	492,724	106,807	599,531
	5 都市計画費	1,463,524	△197,698	1,265,826
	6 住宅費	77,441	△3,000	74,441
9 消防費		772,609	△946	771,663
	1 消防費	772,609	△946	771,663
10 教育費		2,496,739	253,221	2,749,960
	1 教育総務費	227,735	2,499	230,234
	2 小学校費	1,072,693	162,904	1,235,597
	3 中学校費	465,063	92,625	557,688
	4 社会教育費	287,982	△953	287,029
	5 保健体育費	443,266	△3,854	439,412
歳 出 合 計		29,574,771	1,418,141	30,992,912

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治体オリジナルメディアによる地域ブランド創出事業費	7,750
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連）	2,178
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備特別事業費	48,924
4 衛生費	1 保健衛生費	地球温暖化対策事業費	1,000
4 衛生費	1 保健衛生費	スマートヘルスケアサービス事業費	126,749
4 衛生費	2 清掃費	塵芥処理費	18,273
6 農林水産業費	3 水産業費	浜の活力再生事業費	11,385
7 商工費	1 商工費	荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費	31,687
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	119,414
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良単独事業費	4,640
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線）	11,550
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（野原赤田線）	46,631

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	53,200
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（本村運動公園線）	43,750
8 土木費	5 都市計画費	荒尾駅周辺地区整備事業費	322,841
8 土木費	5 都市計画費	一般排水路施設改修費	15,536
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修費	25,540
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	21,450
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化改修事業費	367,555
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修費	7,004

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設長寿命化改修事業費	42,000	中学校施設長寿命化改修事業費	193,340

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧	千円 2,900	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工振興施設整備事業	千円 196,900	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものによる。 ただし、市財政 の都合により繰上 償還をなし、又は 低利債に借換えす ることができる。	千円 171,100	補正前に同じ		
道路橋梁事業	135,900				191,300			
都市計画事業	274,200				203,900			
都市公園事業	11,900				12,000			
河川事業	27,600				29,700			
義務教育施設整備事業	326,100				428,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,550,000	623,617	7,173,617
15 国庫支出金	7,064,389	△213,587	6,850,802
16 県支出金	2,436,705	△25,973	2,410,732
17 財産収入	440,136	90,000	530,136
19 繰入金	2,841,191	524,961	3,366,152
20 繰越金	1	316,727	316,728
21 諸収入	324,203	35,596	359,799
22 市債	1,070,500	66,800	1,137,300
歳入合計	29,574,771	1,418,141	30,992,912

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
△110,538	△4,585		123,985	1,388,435
△843	△3,538		268,194	△297,030
△87,175			156,321	△127,590
5,692			3,293	△5,527
△24,106		△25,800	△940	1,509
△41,775	△3,000	△12,700		△36,416
			596	△1,542
105,588	△14,850	102,400	186,994	△126,911
		2,900		△2,900
△153,157	△25,973	66,800	738,443	792,028

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,550,000	623,617	7,173,617
1	地方交付税	6,550,000	623,617	7,173,617
1	地方交付税	6,550,000	623,617	7,173,617
15	国庫支出金	7,064,389	△213,587	6,850,802
1	国庫負担金	4,644,084	7,548	4,651,632
1	民生費国庫負担金	4,644,084	7,548	4,651,632
2	国庫補助金	2,406,982	△221,135	2,185,847
1	総務費国庫補助金	1,157,806	△92,257	1,065,549
2	民生費国庫補助金	310,538	△8,391	302,147
3	衛生費国庫補助金	315,575	△150,549	165,026
6	商工費国庫補助金	34,770	82	34,852
7	土木費国庫補助金	571,654	△83,094	488,560
9	教育費国庫補助金	14,178	113,074	127,252
16	県支出金	2,436,705	△25,973	2,410,732
1	県負担金	1,649,439	3,252	1,652,691
1	民生費県負担金	1,646,106	3,252	1,649,358
2	県補助金	627,389	△27,790	599,599
1	総務費県補助金	46,048	△3,150	42,898

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	623,617	1 普通交付税	
4 児童手当費 国庫負担金	△16,370	1 児童手当費国庫負担金	
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	23,918	1 障害者介護給付費国庫負担金 2 障害者自立支援医療費国庫負担金 3 相談支援給付費等国庫負担金	19,849 3,424 645
1 総務費国庫 補助金	△92,257	1 情報通信事業費国庫補助金 2 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（総務省分） 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4 新しい地方経済・生活環境創生交付金	△115,303 2,178 △60,430 81,298
4 児童福祉費 国庫補助金	△8,391	1 子育て支援交付金 2 保育所等整備交付金	△7,511 △880
1 保健衛生費 国庫補助金	△150,549	1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	
1 商工費国庫 補助金	82	1 社会資本整備総合交付金（道の駅）	
1 道路橋梁費 国庫補助金	55,525	1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁） 2 道路メンテナンス事業費国庫補助金	26,265 29,260
3 都市計画事 業費国庫補 助金	△137,331	1 社会資本整備総合交付金	
10 住宅地区改 良費国庫補 助金	△1,288	1 社会資本整備総合交付金	
2 小学校費国 庫補助金	86,889	1 小学校施設整備事業費国庫補助金	
3 中学校費国 庫補助金	26,185	1 中学校施設整備事業費国庫補助金	
3 児童手当費 県負担金	△1,909	1 児童手当費県負担金	
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	11,958	1 障害者介護給付費県負担金 2 障害者自立支援医療費県負担金 3 相談支援給付費等県負担金	9,924 1,712 322
12 後期高齢者 医療制度保 険基盤安定 拠出金	△6,797	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	
1 総務費補助 金	△3,150	1 移住支援事業費県補助金	

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	2	民生費県補助金	347,309	△6,790	340,519
	7	土木費県補助金	7,116	△3,000	4,116
	9	教育費県補助金	172,160	△14,850	157,310
	3	県委託金	159,877	△1,435	158,442
	1	総務費委託金	156,971	△1,435	155,536
17		財産収入	440,136	90,000	530,136
	2	財産売払収入	385,501	90,000	475,501
	1	不動産売払収入	385,499	90,000	475,499
19		繰入金	2,841,191	524,961	3,366,152
	2	基金繰入金	2,840,420	524,961	3,365,381
	1	基金繰入金	2,840,420	524,961	3,365,381
20		繰越金	1	316,727	316,728
	1	繰越金	1	316,727	316,728
	1	繰越金	1	316,727	316,728
21		諸収入	324,203	35,596	359,799
	6	雑入	261,346	35,596	296,942
	4	雑入	261,342	35,596	296,938
22		市債	1,070,500	66,800	1,137,300
	1	市債	1,070,500	66,800	1,137,300
	6	商工債	196,900	△25,800	171,100
	7	土木債	451,000	△12,700	438,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 児童福祉費 県補助金	△6,790	1 病児保育事業費県補助金 △533 2 延長保育事業費県補助金 △1,100 3 子ども・子育て支援事業費県交付金 △2,719 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業費県補助金 △2,438
6 住宅管理費 県補助金	△3,000	1 建築物管理費県補助金
1 教育総務費 県補助金	△14,850	1 公立学校情報機器整備費県補助金
4 選挙費委託 金	△1,435	1 参議院議員選挙委託費
1 土地売却収 入	90,000	1 土地売却収入
1 基金繰入金	524,961	1 財政調整基金繰入金 △493,259 2 減債基金繰入金 250,000 3 文化振興基金繰入金 △1,000 4 退職手当基金繰入金 157,789 5 ふるさと応援基金繰入金 639,892 6 子ども未来基金繰入金 △8,059 7 企業版ふるさと納税基金繰入金 2,600 8 公共施設整備基金繰入金 △2,600 9 熊本地震復興基金繰入金 △940 10 森林環境譲与税基金繰入金 △2,400 11 一般廃棄物処理施設建設基金繰入金 △17,062
1 繰 越 金	316,727	1 繰越金
8 雑 入	35,596	1 雑入 (防災安全課) 596 2 雑入 (総務課) 12,740 3 雑入 (総合政策課) 22,260
1 商工振興施 設整備事業 債	△25,800	1 商工振興施設整備事業債
1 道路橋梁事 業債	55,400	1 道路橋梁事業債
2 都市計画事 業債	△70,300	1 都市計画事業債
4 都市公園事 業債	100	1 都市公園事業債
8 河川事業債	2,100	1 河川事業債

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	教育債	331,500	102,400	433,900
10	災害復旧債	0	2,900	2,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 義務教育施設整備事業債	102,400	1 小学校施設整備事業債 2 中学校施設整備事業債	39,200 63,200
1 災害復旧債	2,900	1 農林災害復旧債 2 土木災害復旧債	600 2,300

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	総務費	4,496,499	1,397,297	5,893,796	8,862	1,388,435
1	総務管理費	3,716,491	1,407,188	5,123,679	11,577	1,395,611
	1 一般管理費	924,573	111,299	1,035,872	その他 12,740	98,559
	4 会計管理費	33,399	△5,493	27,906		△5,493
	5 財産管理費	70,842	0	70,842	その他 △15	15
	6 基金費	729,767	1,488,146	2,217,913	その他 90,000	1,398,146
	7 企画費	1,510,467	△117,764	1,392,703	国庫支出金 △107,234 県支出金 △3,150 その他 21,260	△28,640

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	169,899	1 一般管理費（秘書課） 普通旅費	△1,017 (△900)
5 災害補償費	2,281	会議出席負担金	(△117)
8 旅 費	△900	2 人事管理費 使用料	△500 (△500)
10 需 用 費	△220	3 職員福利厚生費 災害補償費	2,281 (2,281)
11 役 務 費	△412	4 定額減税補足給付金事業費（不足額給付） 消耗品費	△59,364 (△220)
12 委 託 料	△2,132	郵便料	(△12)
13 使用料及び 賃借料	△500	手数料	(△400)
		その他委託料	(△2,132)
		定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託料	(△2,132)
		交付金	(△56,600)
		定額減税補足給付金（不足額給付）	(△56,600)
18 負担金、補助及び交付 金	△56,717	5 総務課人件費 退職手当	170,965 (170,965)
		6 定額減税補足給付金事業費（時間外手当） 時間外手当	△1,066 (△1,066)
11 役 務 費	△5,493	1 会計管理費 手数料	△5,493 (△5,493)
24 積 立 金	1,488,146	1 基金費（財政課） 積立金	288,146 (288,146)
		財政調整基金積立金	(160,603)
		減債基金積立金	(37,468)
		職員退職手当基金積立金	(61)
		市制70周年記念地域活性化基金積立金	(90,002)
		公共施設整備基金積立金	(11)
		平成28年熊本地震復興基金積立金	(1)
		2 基金費（くらしいきいき課） 積立金	1,200,000 (1,200,000)
		ふるさと応援基金積立金	(1,200,000)
1 報 酬	△49	1 地方創生移住支援事業費 補助金	△4,200 (△4,200)
11 役 務 費	△1,034	移住支援事業補助金	(△4,200)
12 委 託 料	△110,949	2 地域公共交通活性化事業費 補助金	2,043 (2,043)
18 負担金、補助及び交付 金	△5,732	バス路線欠損補助金	(2,043)
		3 文化振興基金活用事業費 非常勤職員報酬	△1,049 (△49)
		補助金	(△1,000)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	17	電子計算費	214,051	△69,000	145,051	国庫支出金 △2,024	△66,976	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		文化振興基金活用事業補助金	(△1,000)
		4 市民応援事業費	△1,034
		保険料	(△1,034)
		5 情報化対策推進事業費	△118,699
		その他委託料	(△118,699)
		基幹系業務標準化準備作業委託料	(△118,699)
		6 自治体オリジナルメディアによる地域ブランド創出事業費	7,750
		その他委託料	(7,750)
		自治体オリジナルメディアによる地域ブランド創出事業委託料(補 正予算分)	(7,750)
		7 老朽危険空家除却助成事業費	△2,575
		補助金	(△2,575)
		老朽危険空家除却助成補助金	(△2,575)
13 使用料及び 賃借料	△69,000	1 電子計算費 使用料	△69,000 (△69,000)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	340,251	△7,176	333,075		△7,176
	2 賦課徴収費	119,453	△7,176	112,277		△7,176

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△7,176	1 賦課事務費	△994
		その他委託料	(△994)
		相続関係調査事務委託料	(△334)
		所得税・個人住民税の定額減税対応システム改修委託料	(△660)
		2 e L T A X (地方税ポータルシステム) 更改・拡充に伴うシステム	
		改修事業費	△6,182
		その他委託料	(△6,182)
		e L T A X 5期更改基幹系システム改修対応委託料	(△6,182)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	293,398	△1,280	292,118	△1,280	
1	戸籍住民基本台帳費	293,398	△1,280	292,118	国庫支出金 △1,280	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△1,280	1 社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連） 2,178 その他委託料 (2,178) 戸籍附票システムへの旧氏及び旧氏の振り仮名記載に伴う戸籍附票 システム改修委託料 (1,848) 戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に伴う住民記録システ ム改修委託料 (330) 2 戸籍情報システム標準化対応事業費 △3,458 その他委託料 (△3,458) 戸籍附票システム改修委託料 (△3,458)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	74,480	△1,435	73,045	△1,435	
	11 参議院議員 選挙費	31,530	△1,435	30,095	県支出金 △1,435	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△60	1 参議院議員選挙費	△1,435
7 報償費	△11	非常勤職員報酬	(△60)
8 旅費	△55	記念品賞品	(△11)
10 需用費	△451	費用弁償	(△46)
11 役務費	△482	普通旅費	(△9)
12 委託料	△62	消耗品費	(△379)
13 使用料及び 賃借料	△314	燃料費	(△10)
		食糧費	(△5)
		印刷製本費	(△57)
		郵便料	(△258)
		電話料	(△2)
		手数料	(△222)
		その他委託料	(△62)
		選挙公報配達委託料	(△39)
		投票用紙裁断処理委託料	(△23)
		借上料	(△314)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	12,623,609	△33,217	12,590,392	263,813	△297,030
1 社会福祉費	6,085,404	12,193	6,097,597	29,079	△16,886
1 社会福祉総務費	1,780,990	3,488	1,784,478		3,488
2 老人福祉費	333,289	△30,071	303,218		△30,071
13 障害者自立支援給付費	2,321,846	47,838	2,369,684	国庫支出金 23,918 県支出金 11,958	11,962
16 後期高齢者医療費	1,352,390	△9,062	1,343,328	県支出金 △6,797	△2,265

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△14	1 社会福祉総務費	△1,109
7 報償費	△1,095	非常勤職員報酬	(△14)
		報償金	(△1,078)
		記念品賞品	(△17)
24 積立金	3,601	2 国民健康保険特別会計繰出金	996
		特別会計繰出金	(996)
27 繰出金	996	国民健康保険特別会計繰出金	(996)
		3 基金費(福祉課)	3,601
		積立金	(3,601)
		社会福祉振興基金積立金	(3,601)
19 扶助費	△30,071	1 養護老人ホーム費	△30,071
		扶助費	(△30,071)
19 扶助費	47,838	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	39,698
		扶助費	(39,698)
		2 自立支援医療費支給事業費	6,849
		扶助費	(6,849)
		3 相談支援給付費等支給事業費	1,291
		扶助費	(1,291)
27 繰出金	△9,062	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	△9,062
		特別会計繰出金	(△9,062)
		後期高齢者医療特別会計繰出金	(△9,062)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,906,244	△45,410	4,860,834	234,734	△280,144
1	児童福祉総務費	1,273,856	△25,220	1,248,636	国庫支出金 △8,391 県支出金 △6,790 その他 228,194	△238,233
2	児童措置費	3,465,461	△20,190	3,445,271	国庫支出金 △16,370 県支出金 △1,909 その他 40,000	△41,911

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△9,091	1 放課後児童健全育成事業費 事業運営委託料
18 負担金、補助及び交付金	△16,129	2 障害児保育事業費 補助金 障害児保育事業補助金（幼保連携型認定こども園） 障害児保育事業補助金（幼稚園型認定こども園）
		3 特別保育事業費 補助金 延長保育事業補助金（保育所） 延長保育事業補助金（地域型保育施設）
		4 保育所等施設整備事業費 補助金 就学前教育・保育施設整備補助金
		5 病児・病後児保育事業費 事業運営委託料
		6 保育対策総合支援事業費 補助金 I C T化推進事業補助金（保育所） 事故防止推進事業補助金（保育所）
19 扶 助 費	△20,190	1 児童手当費 扶助費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	3,719,668	△58,444	3,661,224	69,146	△127,590
1 保健衛生費	1,245,132	△23,800	1,221,332	86,208	△110,008
1 保健衛生総務費	270,318	0	270,318	その他 0	
5 公害対策費	343,391	△150,549	192,842	国庫支出金 △150,549 その他 22,212	△22,212
10 保健事業費	245,667	126,749	372,416	国庫支出金 63,374 その他 151,171	△87,796

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△150,549	1 地球温暖化対策事業費 補助金	△150,549 (△150,549)
		住宅用太陽光発電システム等設置補助金	(△5,407)
		事業者用太陽光発電システム等設置補助金	(△33,551)
		住宅用省エネ性能向上補助金（ZEH及びZEH+）	(△5,400)
		公共施設への太陽光発電設備等導入補助金	(△106,191)
12 委託料	126,749	1 スマートヘルスケアサービス事業費	126,749
		その他委託料	(126,749)
		スマートヘルスケアサービス事業委託料（補正予算分）	(126,749)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,636,014	△34,644	1,601,370	△17,062	△17,582
	2 塵芥処理費	1,247,793	△34,644	1,213,149	その他 △17,062	△17,582

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△34,656	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金	△34,656 (△34,656)
24 積立金	12	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 2 基金費（環境保全課） 積立金 一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(△34,656) 12 (12) (12)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		359,985	3,458	363,443	8,985	△5,527
1	農業費	225,282	△3,996	221,286		△3,996
	3 農業振興費	45,883	△4,002	41,881		△4,002
	7 耕地費	68,337	6	68,343		6

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役 務 費	△2,002	1 物価高騰対応重点支援事業費（農業振興） 補助金	△2,000 (△2,000)
18 負担金、補助及び交付金	△2,000	農林水産業物価高騰対応支援金	(△2,000)
		2 農産物被害対策事業費 手数料	△2,002 (△2,002)
24 積 立 金	6	1 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金	2 (2)
		府本地区（会下）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(2)
		2 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金	1 (1)
		府本地区（古屋敷）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(1)
		3 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金	3 (3)
		府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	(3)

(款) 6 農林水産業費
(項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	95,785	△3,931	91,854	△2,400	△1,531
	2 林業振興費	95,785	△3,931	91,854	その他 △2,400	△1,531

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△3,368	1 林業振興費	△563
		各種負担金	(△564)
18 負担金、補助及び交付金	△564	玉名地域森林経営制度推進協議会負担金	(△564)
		積立金	(1)
		荒尾市森林環境譲与税基金積立金	(1)
24 積 立 金	1	2 危険木伐採事業費	△3,368
		その他委託料	(△3,368)
		ナラ枯れ被害木伐採業務委託料	(△3,368)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	38,918	11,385	50,303	11,385	
	2 水産業振興費	29,505	11,385	40,890	国庫支出金 5,692 その他 5,693	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	11,385	1 浜の活力再生事業費	11,385
		その他委託料	(11,385)
		スマートカキ養殖導入実装委託料 (補正予算分)	(11,385)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,001,918	△49,337	952,581	△50,846	1,509
1	商工費	1,001,918	△49,337	952,581	△50,846	1,509
	1 商工総務費	133,392	0	133,392	地方債 △3,440	3,440
	2 商工振興費	743,336	△48,397	694,939	国庫支出金 △24,106 地方債 △22,360	△1,931
	4 観光費	83,655	△940	82,715	その他 △940	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△48,397	1 荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費 工事施工に伴う委託料 その他委託料 荒尾市ウェルネス拠点施設開業準備業務委託料	△48,397 (△54,784) (6,387) (6,387)
12 委 託 料	△940	1 誘客・PR事業費 その他委託料 荒尾市デジタル掛軸事業委託料	△940 (△940) (△940)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,125,669	△93,891	2,031,778	△57,475	△36,416
	2 道路橋梁費	492,724	106,807	599,531	111,025	△4,218
	2 道路維持費	192,179	1,077	193,256		1,077
	3 道路新設改良費	289,484	105,730	395,214	国庫支出金 55,525 地方債 55,500	△5,295

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	841	1 道路維持費（人件費）	1,077
		一般職給	(841)
3 職員手当等	56	住居手当	(50)
		通勤手当	(6)
4 共 済 費	180	共済組合負担金	(180)
14 工事請負費	105,730	1 社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線）	8,780
		工事請負費	(8,780)
		2 道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	53,200
		工事請負費	(53,200)
		3 社会資本整備総合交付金事業費（本村運動公園線）	43,750
		工事請負費	(43,750)

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	河川費	12,481	0	12,481	2,000	△2,000
	1 河川総務費	12,481	0	12,481	地方債 2,000	△2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 8 土木費
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	1,463,524	△197,698	1,265,826	△167,500	△30,198
1	都市計画総務費	1,103,079	△222,998	880,081	国庫支出金 △97,300 地方債 △94,400	△31,298
3	街路事業費	0	25,300	25,300	地方債 23,900	1,400
5	公園緑地費	34,572	0	34,572	地方債 300	△300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△189,998	1 荒尾駅周辺地区整備事業費 工事請負費
		△189,998 (△189,998)
18 負担金、補助及び交付金	△33,000	2 公共下水道費 補助金
		△33,000 (△33,000)
		下水道事業会計支出金 (△33,000)
18 負担金、補助及び交付金	25,300	1 街路整備事業費 県営事業負担金
		25,300 (25,300)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	77,441	△3,000	74,441	△3,000	
	1 住宅管理費	74,876	△3,000	71,876	県支出金 △3,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△3,000	1 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金	△3,000 (△3,000)
		熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	(△3,000)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	772,609	△946	771,663	596	△1,542
	1 消 防 費	772,609	△946	771,663	596	△1,542
	1 常備消防費	585,174	△1,542	583,632		△1,542
	2 非常備消防費	84,148	596	84,744	その他 596	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△1,542	1 有明広域行政事務組合消防負担金 各種負担金 有明広域行政事務組合負担金 有明広域行政事務組合負担金（県権限移譲分）	△1,542 (△1,542) (△1,516) (△26)
5 災害補償費	596	1 消防団員費 災害補償費	596 (596)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,496,739	253,221	2,749,960	380,132	△126,911
1	教育総務費	227,735	2,499	230,234	2,531	△32
2	事務局費	223,142	2,499	225,641	地方債 100 その他 2,431	△32

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△436	1 基金費（教育振興課）	2,935
		積立金	(2,935)
24 積立金	2,935	荒尾市学校教育施設整備基金積立金	(2,935)
		2 教育振興課管理費（人件費）	△436
		退職手当	(△436)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	1,072,693	162,904	1,235,597	235,512	△72,608
1	小学校管理費	178,934	358,877	537,811	国庫支出金 86,889 地方債 235,800	36,188
2	教育振興費	893,759	△195,973	697,786	国庫支出金 △7,486 県支出金 △11,423 地方債 △196,700 その他 128,432	△108,796

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△2,040	1 小学校施設改修費 △2,022 工事施工に伴う委託料 (△2,022)
14 工事請負費	360,917	2 小学校施設長寿命化改修事業費 360,899 工事施工に伴う委託料 (△18) 工事請負費 (360,917)
12 委 託 料	△195,973	1 小学校 I C T 環境整備事業費 △181,001 その他委託料 (△181,001) 教育 I C T 環境整備及び運用管理業務委託料 (△181,001)
		2 児童見守りサービス導入事業費 △14,972 その他委託料 (△14,972) 児童見守りサービス導入事業委託料 (△14,972)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	465,063	92,625	557,688	146,516	△53,891
	1 中学校管理費	114,075	146,926	261,001	国庫支出金 26,185 地方債 122,300	△1,559
	2 教育振興費	350,988	△54,301	296,687	県支出金 △3,427 地方債 △59,100 その他 60,558	△52,332

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△1,142	1 中学校施設長寿命化改修事業費	146,926
		工事施工に伴う委託料	(△1,142)
14 工事請負費	148,068	工事請負費	(148,068)
12 委 託 料	△54,301	1 中学校 I C T 環境整備事業費	△54,301
		その他委託料	(△54,301)
		教育 I C T 環境整備及び運用管理業務委託料	(△54,301)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	287,982	△953	287,029	△573	△380
	1 社会教育総務費	92,938	△953	91,985	その他 △573	△380

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△1,000	1 基金費（観光文化交流課）	47
		積立金	(47)
24 積 立 金	47	文化振興基金積立金	(1)
		荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金	(46)
		2 青少年国際交流推進事業費	△1,000
		その他委託料	(△1,000)
		シンガポール青少年交流旅行手続委託料	(△1,000)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	443,266	△3,854	439,412	△3,854	
	3 学校給食費	340,757	△3,854	336,903	その他 △3,854	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△3,854	1 学校給食費無償化事業費 補助金 学校給食費無償化補助金	△3,854 (△3,854) (△3,854)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		10,146	0	10,146	2,900	△2,900
1	農林水産施設災害復旧費	1,000	0	1,000	600	△600
	1 農業災害復旧費	1,000	0	1,000	地方債 600	△600

(一般会計)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	土木施設災害復旧費	9,146	0	9,146	2,300	△2,300
1	土木災害復旧費	9,146	0	9,146	地方債 2,300	△2,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	4,291	29,316	
	議 員	18	83,990		27,867		111,857	22,314	134,171	
	その他	1,621	90,017	7,080	2,341	3,363	102,801	3,178	105,979	
	計	1,641	174,007	25,848	36,414	3,414	239,683	29,783	269,466	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他		△ 91				△ 91		△ 91	
	計		△ 91				△ 91		△ 91	
計	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	4,291	29,316	
	議 員	18	83,990		27,867		111,857	22,314	134,171	
	その他	1,621	89,926	7,080	2,341	3,363	102,710	3,178	105,888	
	計	1,641	173,916	25,848	36,414	3,414	239,592	29,783	269,375	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	355 (282)	464,794	1,437,120	1,012,775	2,914,689	570,046	3,484,735	
補正額	1 ()	△ 32	841	169,519	170,328	180	170,508	
計	356 (282)	464,762	1,437,961	1,182,294	3,085,017	570,226	3,655,243	

() 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	44,899	1,108	26,791	20,861	360	2,741	96,937	223
	補正額			50	6			△ 1,066	
	計	44,899	1,108	26,841	20,867	360	2,741	95,871	223
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	2,439	236	19,620	413,802	338,837	36,725	7,196	
	補正額							170,529	
	計	2,439	236	19,620	413,802	338,837	36,725	177,725	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,694,356	9,268,342	(1,353,800) 1,070,500	63,900	(1,353,800) 1,134,400
(1) 土木	2,917,911	2,917,004	(188,900) 449,600	△ 12,700	(188,900) 436,900
(2) 教育	3,619,274	3,513,596	(616,100) 331,500	102,400	(616,100) 433,900
(3) 公営住宅	800,266	716,043	1,400		1,400
(4) 社会及び労働	52,550	90,075	18,700		18,700
(5) 保健衛生	511,100	467,742	9,100		9,100
(6) その他	793,255	1,563,882	(548,800) 260,200	△ 25,800	(548,800) 234,400
2. 災害復旧費	85,960	77,792		2,900	2,900
(1) 土木	78,152	71,262		2,300	2,300
(2) 農林水産	6,883	5,767		600	600
(3) その他	925	763			
3. 減税補填債	15,282	6,715			
4. 臨時財政対策債	6,567,193	5,859,465			
5. 減収補填債	53,800	50,635			
合 計	15,416,591	15,262,949	(1,353,800) 1,070,500	66,800	(1,353,800) 1,137,300

(注) () 書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,353,800)		(1,353,800)
866,735		866,735	9,472,107	63,900	9,536,007
			(188,900)		(188,900)
217,837		217,837	3,148,767	△ 12,700	3,136,067
			(616,100)		(616,100)
281,330		281,330	3,563,766	102,400	3,666,166
114,170		114,170	603,273		603,273
1,445		1,445	107,330		107,330
44,020		44,020	432,822		432,822
			(548,800)		(548,800)
207,933		207,933	1,616,149	△ 25,800	1,590,349
11,756		11,756	66,036	2,900	68,936
10,202		10,202	61,060	2,300	63,360
1,417		1,417	4,350	600	4,950
137		137	626		626
5,523		5,523	1,192		1,192
704,894		704,894	5,154,571		5,154,571
3,165		3,165	47,470		47,470
			(1,353,800)		(1,353,800)
1,592,073		1,592,073	14,741,376	66,800	14,808,176

令和7年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）

令和7年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,113,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		704,131	△10,098	694,033
	1 他会計繰入金	597,936	996	598,932
	2 基金繰入金	106,195	△11,094	95,101
7 繰越金		5,850	1,611	7,461
	1 繰越金	5,850	1,611	7,461
歳 入 合 計		7,122,223	△8,487	7,113,736

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		151,564	△10,098	141,466
	1 総務管理費	136,128	△10,098	126,030
9 諸支出金		9,807	1,611	11,418
	1 償還金及び還付加算金	9,807	1,611	11,418
歳 出	合 計	7,122,223	△8,487	7,113,736

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	704,131	△10,098	694,033
1	他会計繰入金	597,936	996	598,932
1	1 一般会計繰入金	597,936	996	598,932
2	基金繰入金	106,195	△11,094	95,101
1	1 財政調整基金繰入金	106,195	△11,094	95,101
7	繰越金	5,850	1,611	7,461
1	繰越金	5,850	1,611	7,461
2	2 その他の繰越金	5,850	1,611	7,461

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	254	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△17,178	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
3 未就学児均等割保険税繰入金	△378	1 未就学児均等割保険税繰入金
5 事務費繰入金	△10,098	1 事務費繰入金
6 財政安定化支援繰入金	28,670	1 財政安定化支援繰入金
9 産前産後保険税繰入金	△274	1 産前産後保険税繰入金
1 財政調整基金繰入金	△11,094	1 財政調整基金繰入金
1 その他の繰越金	1,611	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	151,564	△10,098	141,466		△10,098
1 総務管理費	136,128	△10,098	126,030		△10,098
1 一般管理費	134,323	△10,098	124,225		△10,098

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△10,098	1 一般管理費 △10,098 その他委託料 (△10,098) 事務処理標準システムガバメントクラウド移行対応委託料 (△10,098)

(款) 9 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	9,807	1,611	11,418		1,611
1 償還金及び 還付加算金	9,807	1,611	11,418		1,611
3 償 還 金	5,637	1,611	7,248		1,611

(国民健康保険特別会計)

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 4 号）

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,062 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,059,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		330,593	△9,062	321,531
	1 一般会計繰入金	330,593	△9,062	321,531
歳入	合計	1,069,047	△9,062	1,059,985

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,008,765	△9,062	999,703
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	1,008,765	△9,062	999,703
歳 出	合 計	1,069,047	△9,062	1,059,985

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,008,765	△9,062	999,703
歳出合計	1,069,047	△9,062	1,059,985

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	330,593	△9,062	321,531
1	一般会計繰入金	330,593	△9,062	321,531
2	保険基盤安定繰入金	279,425	△9,062	270,363

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	△9,062	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,008,765	△9,062	999,703	△9,062	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,008,765	△9,062	999,703	△9,062	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,008,765	△9,062	999,703	その他 △9,062	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△9,062	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△9,062 (△9,062) (△9,062)

令和7年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

令和7年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保留地処分金		427,824	△22,200	405,624
	1 保留地処分金	427,824	△22,200	405,624
8 市債		1,254,700	22,200	1,276,900
	1 市債	1,254,700	22,200	1,276,900
歳入合計		1,938,623	0	1,938,623

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
借換債 (地域開発 事業)	千円 1,254,700	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	千円 1,276,900				補正前に同じ

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 公債費	1,702,850	0	1,702,850
歳出合計	1,938,623	0	1,938,623

2 歳 入

(款) 1 保留地処分金
(項) 1 保留地処分金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保留地処分金	427,824	△22,200	405,624
1	保留地処分金	427,824	△22,200	405,624
1	保留地処分金	427,824	△22,200	405,624
8	市 債	1,254,700	22,200	1,276,900
1	市 債	1,254,700	22,200	1,276,900
1	土 木 債	1,254,700	22,200	1,276,900

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 保留地処分金	△22,200		1 保留地処分金
4 借換債（地域開発事業債）	22,200		1 借換債（地域開発事業債）

3 歳 出

(款) 3 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 公債費	1,702,850	0	1,702,850		
1 公債費	1,702,850	0	1,702,850		
1 元 金	1,675,720	0	1,675,720	地方債 22,200 その他 △22,200	

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	1,612,554	1,601,205	(16,800)		(16,800)
地域開発事業	1,306,290	1,582,290	1,254,700	22,200	1,276,900
合計	2,918,844	3,183,495	(16,800)	22,200	(16,800)

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(16,800)		(16,800)
74,643		74,643	1,526,562		1,526,562
1,601,077		1,601,077	1,235,913	22,200	1,258,113
			(16,800)		(16,800)
1,675,720		1,675,720	2,762,475	22,200	2,784,675

令和 7 年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度荒尾市水道事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度荒尾市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,229,594 千円	7,241 千円	1,236,835 千円
第 2 項 営業外収益	297,592 千円	7,241 千円	304,833 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「334,381 千円」を「334,511 千円」に、「52,834 千円」を「57,020 千円」に、「281,547 千円」を「277,491 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	648,381 千円	51,158 千円	699,539 千円
第 1 項 企業債	447,800 千円	34,800 千円	482,600 千円
第 4 項 補助金	187,562 千円	16,358 千円	203,920 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	982,762 千円	51,288 千円	1,034,050 千円
第 1 項 建設改良費	645,436 千円	51,288 千円	696,724 千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「447,800千円」を「482,600千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「198,902千円」を「206,143千円」に改める。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和7年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,229,594	7,241	1,236,835	
	2 営業外収益		297,592	7,241	304,833	
		2 他会計補助金	31,495	7,241	38,736	一般会計補助金

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の収入			648,381	51,158	699,539	
	1 企業債		447,800	34,800	482,600	
		1 建設改良企業債	447,800	34,800	482,600	水道事業債
	4 補助金		187,562	16,358	203,920	
		1 補助金	187,562	16,358	203,920	水道事業国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			982,762	51,288	1,034,050	
	1 建設改良費		645,436	51,288	696,724	
		2 配水設備改良費	588,442	51,288	639,730	水道総合地震対策事業に係る委託料

令和7年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 44,469
減価償却費	489,830
固定資産除却費	20,508
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 140
引当金の増減額	△ 6,865
長期前受金戻入額	△ 208,520
受取利息及び受取配当金	△ 64
支払利息	84,623
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 5,865
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	167
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 6,214
未払金の増減額 (△は減少)	△ 938,418
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	△ 615,427
利息及び配当金の受取額	64
利息の支払額	△ 84,623
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 699,986
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 633,480
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	41,000
国庫補助金等による収入	47,213
一般会計からの繰入金による収入	156,707
負担金による収入	13,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 375,551
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	482,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 337,326
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	145,274
資金の増加額 (又は減少額)	△ 930,263
資金期首残高	1,281,663
資金期末残高	351,400

令和7年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		240,153	
	ロ 建物	456,005		
	減価償却累計額	<u>△ 193,632</u>	262,373	
	ハ 構築物	14,274,649		
	減価償却累計額	<u>△ 6,540,783</u>	7,733,866	
	ニ 機械及び装置	3,185,064		
	減価償却累計額	<u>△ 1,539,802</u>	1,645,262	
	ホ 車両及び運搬具	15,430		
	減価償却累計額	<u>△ 11,110</u>	4,320	
	ヘ 工具器具及び備品	86,851		
	減価償却累計額	<u>△ 53,535</u>	33,316	
	ト 建設仮勘定		705,120	
	有形固定資産合計		<u>10,624,410</u>	
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		81	
	ロ ダム使用权		<u>1,452,105</u>	
	無形固定資産合計		<u>1,452,186</u>	
	固定資産合計			<u>12,076,596</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		351,400	
(2)	未収金		157,614	
	未収金貸倒引当金		<u>△ 1,462</u>	156,152
(3)	貯蔵品			3,235
(4)	その他流動資産			0
	流動資産合計			<u>510,787</u>
	資産合計			<u><u>12,587,383</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,010,762	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	40,242		
ロ 修繕引当金	25,146	65,388	
固定負債合計			5,076,150
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		320,235	
(3) 未払金		179,685	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	3,510		
ハ 法定福利引当金	481	3,991	
(5) その他流動負債		1,091	
流動負債合計			505,002
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		6,748,368	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,831,340	
繰延収益合計			2,917,028
負債合計			<u>8,498,180</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,807,085	
資本金合計			3,807,085
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,637		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,805	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	160,456		
ロ 建設改良積立金	30,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	20,857		
利益剰余金合計		211,313	
剰余金合計			282,118
資本合計			<u>4,089,203</u>
負債資本合計			<u>12,587,383</u>

令和7年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第4号)

(総則)

第1条 令和7年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,324,194千円	18,039千円	1,342,233千円
第1項 営業収益	851,004千円	5,930千円	856,934千円
第2項 営業外収益	473,188千円	12,109千円	485,297千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額403,833千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,944千円、当年度分損益勘定留保資金349,600千円及び建設改良積立金20,289千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,332,261千円	△51,039千円	1,281,222千円
第2項 補助金	723,468千円	△51,039千円	672,429千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条中「487,571千円」を「454,571千円」に改める。

令和8年2月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和7年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,324,194	18,039	1,342,233	
	1 営業収益		851,004	5,930	856,934	
		2 他会計負担金	85,770	5,930	91,700	一般会計負担金
	2 営業外収益		473,188	12,109	485,297	
		3 他会計補助金	184,833	12,109	196,942	一般会計補助金

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の収入			1,332,261	△ 51,039	1,281,222	
	2 補助金		723,468	△ 51,039	672,429	
		3 他会計補助金	216,968	△ 51,039	165,929	一般会計補助金

令和7年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 23,117
減価償却費	624,371
固定資産除却費	13,500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 90
引当金の増減額	8,821
長期前受金戻入額	△ 288,271
受取利息及び受取配当金	△ 20
支払利息	86,798
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	18,352
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 65,093
未払金の増減額(△は減少)	△ 58,462
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	316,789
利息及び配当金の受取額	20
利息の支払額	△ 86,798
業務活動によるキャッシュ・フロー	230,011
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,072,916
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	506,500
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	165,929
寄附金による収入	0
負担金による収入	43,592
国庫補助金等の返還による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 356,893
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	△ 41,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	565,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 476,205
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,995
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 78,887
資金期首残高	342,647
資金期末残高	263,760

令和7年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		489,801	
	ロ 建物	795,174		
	減価償却累計額	<u>△ 334,637</u>	460,537	
	ハ 構築物	15,337,331		
	減価償却累計額	<u>△ 5,447,019</u>	9,890,312	
	ニ 機械及び装置	3,203,992		
	減価償却累計額	<u>△ 1,561,836</u>	1,642,156	
	ホ 車両及び運搬具	3,322		
	減価償却累計額	<u>△ 980</u>	2,342	
	ヘ 工具器具及び備品	7,062		
	減価償却累計額	<u>△ 1,709</u>	5,353	
	ト リース資産	0		
	減価償却累計額	<u>0</u>	0	
	チ 建設仮勘定		<u>1,517,110</u>	
	有形固定資産合計			14,007,611
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		<u>1,672</u>	
	無形固定資産合計			<u>1,672</u>
	固定資産合計			14,009,283
2	流動資産			
(1)	現金預金			263,760
(2)	未収金		418,865	
	未収金貸倒引当金	<u>△ 4,379</u>		414,486
(3)	受取手形		0	
	受取手形貸倒引当金		0	
	短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>		0
(4)	未収収益		0	
	未収収益貸倒引当金	<u>0</u>		0
(5)	その他流動資産			0
	流動資産合計			<u>678,246</u>
	資産合計			<u><u>14,687,529</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,405,783	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	94,663		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	94,663	
固定負債合計			5,500,446
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		447,020	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 短期リース債務		0	
(5) 未払金		149,072	
(6) 前受収益		0	
(7) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	6,362		
ハ 法定福利引当金	815		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	7,177	
(8) 預り金		781	
(9) その他流動負債		0	
流動負債合計			604,050
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		9,878,670	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,457,557	
繰延収益合計			6,421,113
負債合計			12,525,609

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,247,495	1,896,815	
資本金合計			1,896,815
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	137,166		
ハ 他会計補助金	2,911		
資本剰余金合計		183,122	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 建設改良積立金	34,763		
ハ 当年度未処分利益剰余金	47,220		
利益剰余金合計		81,983	
剰余金合計			265,105
資本合計			2,161,920
負債資本合計			14,687,529

令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 3 号) は、
次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度荒尾市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益
的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	9,289,502 千円	94,830 千円	9,384,332 千円
第 1 項 医業外収益	519,756 千円	94,830 千円	614,586 千円

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和7年度荒尾市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			9,289,502	94,830	9,384,332	
	2 医業外収益		519,756	94,830	614,586	
		3 補助金	32,329	94,830	127,159	医療分野における賃上げ・物価上昇に対する交付金及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）交付金

令和7年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 1,106,459
減価償却費	870,000
長期前払消費税勘定償却	0
資産減耗費	20,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	29,998
退職給付引当金の増減額	47,033
賞与引当金の増減額	△ 33,057
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 51,000
未収金の増減額	102,642
未払金の増減額	32,749
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 35,262
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	176,500
小計	53,104
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 176,500
計	△ 123,356

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 391,001
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 30,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	28,730
資本費繰入収益	35,262
計	△ 351,617

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	800,000
一時借入金の返済による支出	△ 200,000
企業債借入れによる収入	389,000
企業債償還による支出	△ 567,828
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	421,172

当期資金増減額	△ 53,801
期首資金残高	552,883
期末資金残高	499,082

令和7年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和8年 3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		918,462
	ロ 建物	10,778,313	
	減価償却累計額	<u>△ 1,500,835</u>	9,277,478
	ハ 構築物	790,134	
	減価償却累計額	<u>△ 75,017</u>	715,117
	ニ 器械備品	4,157,652	
	減価償却累計額	<u>△ 2,198,014</u>	1,959,638
	ホ 車両	13,643	
	減価償却累計額	<u>△ 11,068</u>	2,575
	ヘ 放射線同意元素	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	ト 建設仮勘定		0
	チ その他有形固定資産	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	リ 樹木		<u>0</u>
	有形固定資産合計		12,873,270
(2)	無形固定資産		
	イ 施設利用権		73
	ロ 電話加入権		<u>2,037</u>
	無形固定資産合計		2,110
(3)	投資		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 長期貸付金		273,848
	ハ 貸倒引当金(長期貸付)		<u>△ 273,848</u>
	ニ 長期前払消費税		<u>0</u>
	投資合計		<u>0</u>
	固定資産合計		12,875,380
2	流動資産		
(1)	現金預金		499,082
(2)	未収金		1,195,523
(3)	貸倒引当金(未収)		<u>△ 12,589</u>
(4)	有価証券		0
(5)	貯蔵品		59,058
(6)	短期貸付金		0
(7)	貸倒引当金(短期貸付)		0
(8)	前払費用		0
(9)	前払金		0
(10)	その他流動資産		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>1,741,074</u>
	資産合計		<u><u>14,616,454</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設に要する企業債	13,071,612		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		13,071,612	
(2) 他会計借入金			
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,391,471		
ロ 特別修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		1,391,471	
(4) その他固定負債			
固定負債合計		<u>0</u>	14,463,083
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
		600,000	
(2) 企業債			
イ 建設に要する企業債	619,276		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		619,276	
(3) 他会計借入金			
(4) 未払金			
		728,771	
(5) 未払費用			
		0	
(6) 前受金			
		0	
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	338,483		
ロ 法定福利費引当金	59,064		
ハ 修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		397,547	
(8) その他流動負債			
流動負債合計		<u>32,522</u>	2,378,116
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
		546,115	
(2) 長期前受金収益化累計額			
繰延収益合計		<u>△ 280,497</u>	265,618
負債合計			<u>17,106,817</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金			
		186,451	
(2) 再評価組入資本金			
		0	
(3) 繰入資本金			
		1,225,455	
(4) 組入資本金			
		<u>6,000</u>	
資本金合計			1,417,906
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	36,251		
ロ 寄附金	0		
ハ その他資本剰余金	<u>7,019</u>		
資本剰余金合計		43,270	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ その他積立金	0		
ニ 建設改良積立金	0		
ホ その他未処分利益剰余金	0		
ヘ 当年度未処理欠損金	<u>3,951,539</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 3,951,539</u>	
剰余金合計			△ 3,908,269
資本合計			<u>△ 2,490,363</u>
負債資本合計			<u>14,616,454</u>